



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年11月16日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
文化伝承課	伝統文化係	鷺見博史	内線 3145
			直通 058-272-8754
			FAX 058-278-2824
垂井町教育委員会 生涯学習課 タルイピアセンター	学芸企画係	亀田剛広	直通 0584-23-3746 FAX 0584-23-3745

登録有形文化財(建造物)の登録について

文化庁の文化審議会(会長 佐藤 信氏)は、11月24日(金)に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに290件の建造物を登録有形文化財(建造物)に登録するよう文部科学大臣に答申する予定です。

このうち岐阜県関係は、下記の4件です。この物件が登録されると、県内の登録有形文化財(建造物)は、合計282件となります。

記

	名 称	所在地
1	なんぐうたいしゃさいかんきたとう 南宮大社斎館北棟	不破郡垂井町宮代字峰1734-1
2	なんぐうたいしゃさいかんみなみとう 南宮大社斎館南棟	
3	なんぐうたいしゃさいかんおすいや 南宮大社斎館御炊屋	
4	なんぐうたいしゃさいかんかいろう 南宮大社斎館回廊	

登録有形文化財基準

(文部科学省第152号、改正 文部科学省告示第44号)

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

今回答申される登録有形文化財（建造物）岐阜県関係物件の概要

【1】

名称	年代	登録基準	種別	
なんぐうたいしやさいかんきたどう 南宮大社斎館北棟	昭和36年	2	建築物	宗教
所在地	不破郡垂井町宮代字峰1734-1			
概要	境内東端に西面して建つ北棟は、二階切妻造の東西棟で、正面に片流れの車寄を付す。内部は中廊下を通し、南に大広間、北に控の間を各二室一対で配す。二階西室は西に祭壇を設けた儀式殿の間で格天井を張り、祭壇廻りを鍔金具で荘厳した華やかな婚礼施設。			

※切妻造：2つの傾斜面が山形になっている形状の屋根のこと。

※格天井：木を格子に組んで、それに板を張った天井。



外観正面（南西より望む）



1階建長之間（大寶之間より望む）

写真提供：垂井町教育委員会

【2】

名称	年代	登録基準	種別	
<small>なんぐうたいしやさいかんみなみとう</small> 南宮大社斎館南棟	昭和36年頃	1	建築物	宗教
所在地	不破郡垂井町宮代字峰1734-1			
概要	南棟は平屋建切妻造棧瓦葺の東西棟で北棟と接続する。内部は中庭沿いに片廊下を廻らし、西から座敷二室、神職の潔斎用風呂、東端を管理人室、北に座敷二室を配す。座敷境の欄間は杉板に梅や竹などを透彫とし、婚礼の華やかさを演出する。			

※棧瓦葺：軽量で波型の瓦を積んだもの。



外観（北西より望む）



白鳳の間（北より望む）

写真提供：垂井町教育委員会

【3】

名称	年代	登録基準	種別	
<small>なんぐうたいしやさいかんおすいや</small> 南宮大社齋館御炊屋	昭和36年頃	1	建築物	宗教
所在地	不破郡垂井町宮代字峰1734-1			
概要	御炊屋は北棟の北東に渡廊下で接続する切妻造平入棧瓦葺の東西棟。間取りは南に廊下を通し、その北に同規模の部屋を東西に二室並べ、各室南半は板床、北半は土間の台所とし、北面に窓と戸口を開ける。披露宴に欠かせない炊事施設で、齋館北東の構えをつくる。			

※平入：切妻造の屋根の斜面に向かって出入口がある様式。



外観（北西より望む）

写真提供：垂井町教育委員会

【4】

名称	年代	登録基準	種別	
<small>なんぐうたいしやさいかんのいろう</small> 南宮大社斎館回廊	昭和36年頃	1	建築物	宗教
所在地	不破郡垂井町宮代字峰1734-1			
概要	南庭を囲う回廊は切妻造棧瓦葺の単廊。北棟南面西寄りと南棟西端を連絡する内向きの動線で、南庭の南西に矩折れに廻り、南庭側を吹き放つ。外壁の南面は真壁で漆喰仕上げとし、西面は連子窓を開けて、斎館の格式ある表構えを整える。			

※矩折れ：直角に曲がった形。

※連子窓：法隆寺以来親しまれている窓で四角の連子子を稜が正面になるようにたて並べたもの。鎌倉以後は三角の連子子も多くなる。



外観（南西より望む）



内部（北より望む）

写真提供：垂井町教育委員会